

《関係法令》法第 21 条第 1 項、一般則第 42 条、液石則第 42 条、冷凍則第 29 条

## 1 説明

第一種製造者は、製造の許可を受けて、完成検査に合格した後、高圧ガスの製造を開始したとき、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。



## 2 申請時期

製造を開始したら、遅滞なく。

## 3 様式及び添付書類例

様式 一般則...様式第 2 3、液石則...様式第 2 2、冷凍則...様式第 1 5

### ○ 添付書類例

・特になし。

## 4 手数料

なし。

## 5 記入例

「別紙 記入例」のとおり。